

設計審査会設置運用方針

1. 目的

設計審査会（以下、「審査会」という。）は、工事発注に際し、設計積算の正確性の向上を目的として、設計思想や基本条件の整理、設計条件や積算の考え方などの確認、また、設計変更に際しては、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事の一時中止の判断等を行う場として開催するものとする。

2. 対象工事

(1) 当初発注時における審査会の対象工事は、次に掲げる工事とする。

工事の現場条件が特殊又は高度な技術を要する予定価格5,000万円以上の工事

なお、対象工事の主な例は、次のとおりとする。

- ・橋梁上・下部工を含む工事
- ・トンネルを含む工事
- ・高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁を含む工事
- ・内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類を含む工事
- ・高さが3m以上の堰・水門・樋門を含む工事
- ・プラント等の重要な地下構造物を含む工事
- ・共同溝・電線共同溝を含む工事
- ・周辺地域の不特定多数の第三者に著しく影響を与えられると判断される工事

※以下の例を参考に担当課長が必要と認める工事

<例>・現道上の工事で通行止めを伴う工事

・現道上の工事指定仮設による土留めを伴う開削工事

・学校、市民センターなどの公共施設で、多数のものが利用しながら実施する改修工事

・上記以外で担当課長が必要と認める工事

(2) 設計変更時における審査会の対象工事は、当初請負代金額が100万円以上で、次に掲げる工事とする。

① **工事請負契約の設計図書の変更に伴う契約変更の取扱い等について（令和4年3月29日都市整備局長決裁）の軽微な設計図書の変更に因らない変更が生じた場合**

ただし、工事請負契約書第19条（設計図書の変更）による設計変更及び変更日数の累計が40日を越える工期延期のみの変更は除く。

② **工事の一時中止（全部又は一部）の必要が生じた場合**

③ 上記以外で受注者から審査会の開催を求められた場合

3. 組織

(1) 審査会

審査会は、下記のメンバーを標準として開催するものとする。ただし、審査する事案の内容に応じて、メンバーを縮小して開催することができるものとする。

① 当初発注時

担当部長、部主管課長、担当課長、担当係長、担当者、検算者

ただし、担当課長、担当係長、担当者及び検算者の出席は必須とする。

② 設計変更時

・発注者

担当部長、部主管課長、総括監督員、主任監督員、監督員、その他発注者が必要と認めるもの（工事監理業務の管理技術者、設計コンサル等）

ただし、総括監督員、主任監督員及び監督員の出席は必須とする。

・受注者

現場代理人、主任技術者又は監理技術者、その他受注者が必要と認めるもの。

ただし、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の出席は必須とする。

※上記①及び②の発注者のメンバーは標準であり、既に構築されている組織等がある場合には、これ

をもって開催することができるものとする。また、各部署の組織上の事情により、他の部署の部長、課長をメンバーとして開催することができるものとする。

(2) 事務局

審査会の開催、運営に関する事務は、当該工事発注担当課室・公所が行うものとする。

4. 審査会の開催

(1) 審査内容

- ・当初発注時の審査会は、担当者及び担当係長が担当部長等へ設計思想や基本条件を伝えるとともに、工法や仮設計画、現場条件など、これらに係る設計条件や積算の考え方などの正確さの確認を受けるものとする。
- ・設計変更時の審査会は、受発注者が一堂に会し、設計変更の妥当性及び設計変更の可否の審議及び工事の一時中止の判断について検討するものとする。なお、審議については、単に案件の採択の可否のみならず、変更の施工方法や仕様など具体的な内容についても、受注者の意見を聴きながら審議するよう配慮するものとする。
- ・設計変更時の審査会で必要な技術資料については、提出済の通知や協議書を活用するなど、省力化、簡素化に努めるものとし、その他必要な書類は、両者協議のうえ作成するものとする。なお、現場条件などの大幅な変更を伴う場合など、特に現地条件の確認が必要と判断される場合には、現場にて審査会を実施することができるものとする。

(2) 審査会の開催時期

- ・当初発注時の審査会は、工事の施工（起工）伺いの決裁を受ける前とし、修正等の作業日数を考慮し開催するものとする。
- ・設計変更時の審査会は、「発注者」、「受注者」のいずれかの発議により、適時開催するものとする。なお、審査会の開催にあたっては、発議があった日から速やか（概ね1週間以内）に開催するものとする。
- ・設計変更時の審査会の開催の発議は、「工事打合せ簿（土木）」、「工事に関する協議書（営繕）」の書面をもって、審査会開催の協議をするものとする。
- ・設計変更時の審査会の開催協議にあたっては、事前に『「土木工事設計変更ガイドライン（総合版）」仙台市』を確認するものとする。（土木工事の場合）

(3) 審査会の結果

- ・審査会の結果は、別添、「設計審査会議事録」にとりまとめ、齟齬が生じないように、受発注者双方で内容を確認した後、確認印を押印のうえ保持するものとする。

(4) 書面開催

- ・設計変更時の審査会について、(2) の開催の協議において受発注者で同意が得られる場合には、受発注者が一堂に会さず、書面により審査会を開催することができるものとする。このとき、「設計審査会議事録」に必要な技術資料を添付して回議することができるものとし、メンバーは、発注者側は監督員から総括監督員まで、受注者側は現場代理人と主任技術者又は監理技術者とする。

5. 現場説明書等への明示

平成 28 年 4 月 1 日以降に契約担当課へ持込む工事にあたっては、以下、記載例を参考に現場説明書等に明示するものとする。

また、平成 28 年 4 月 1 日時点で契約済の工事又は契約手続き中の工事であっても、現場説明書等を変更し、対象工事とすることができるものとする。

<記載例>

第〇条 設計審査会の設置について

本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事の一時中止の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」によるものとする。

（ここには、本市ホームページの「設計審査会設置運用方針」が掲載されている URL を記載する。）

6. その他

上記、「2. 対象工事」以外の工事にあっても、担当者は当初発注時において、担当課長及び担当係長に、設計思想や基本条件を伝えるとともに、工法や仮設計画、現場条件など、これらに係る設計条件や積算の考え方などの正確さの確認を受けるものとする。

また、設計変更時においては、総括監督員及び主任監督員の意見を聴きながら、適正かつ迅速な設計変更の事務手続きを行うものとする。